



## ◆網膜脈絡膜萎縮症の医療費等助成認定基準◆

### (診断基準)

医療費助成の対象は、眼底後極部網膜脈絡萎縮症に限る。

以下の①から⑤までの全てを満たし、両眼とも矯正視力が 0.1 以下であるもの

- ① 経過が進行性である (記載時点までの病歴も含む。)
- ② 自覚症状 (視力低下、中心暗点、色覚異常) の中で 2 項目以上がみられる。
- ③ 眼底所見 (黄斑変性、黄斑部出血、黄斑部白斑、黄斑部浮腫、黄斑部網膜分離、網脈絡膜萎縮、lacquer crack lesion) の中で 1 項目以上みられる。
- ④ 蛍光眼底造影で特徴的な所見がある (この検査は可能な場合のみ実施する。)
- ⑤ 以下の鑑別診断が除外できるもの  
原田病、トキソプラズマ感染、結核、梅毒、薬剤性視力障害 (クロロキン、エタンブトール、メチルアルコール等)、外傷等

### (重症度分類等)

両眼とも矯正視力が 0.1 以下であるものを重症例として対象とする (ただし、他の眼病変等に伴う一時的な視力低下を除く。)